

消 防 予 第 2 3 1 号  
消 防 危 第 1 2 2 号  
平 成 2 3 年 6 月 1 7 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の  
公布について（通知）

「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成23年総務省令第55号。以下「改正省令」という。）、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」（平成23年消防庁告示第6号。以下「第6号告示」という。）、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部を改正する件」（平成23年消防庁告示第7号。以下「第7号告示」という。）、「甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件」（平成23年消防庁告示第8号、以下「第8号告示」という。）及び「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を改正する件」（平成23年消防庁告示第9号。以下「第9号告示」という。）が、本日公布されました。

今回の改正は、消防法令に基づく講習の既習者が受けることとされる講習の受講期限を見直し、講習受講者の負担軽減を図るほか、大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会における検討結果を踏まえ、大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定等を整備したものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

## 記

第一 大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る事項

### 1 誘導灯の設置に関する基準の適用除外に係る改正

消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設ける階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合にあっては、その予備電源を60分間作動できる容量以上のものに限ることとしたこと。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられている非常用の照明装置にあっては、その予備

電源は30分間作動できる容量以上のものであれば足りること（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2第2項第4号関係）。

## 2 誘導灯及び誘導標識の基準の一部改正

所要の規定の整備が図られたこと（第6号告示による改正後の誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）第1、第3の2及び第4関係）。

## 第二 連結送水管に用いることができる金属製管継手に係る事項

連結送水管に用いることができる溶接式鋼管用継手として、JIS B 2309に適合するものを加えたこと（規則第31条第5号八関係）。

## 第三 ハロン代替消火剤に係る事項

### 1 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部改正

一定の作動圧力範囲で作動する安全装置を設けるべき貯蔵容器の種別に「FK-5-1-12」を用いたものを加えたこと（第7号告示による改正後の不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）第4第1号（二）八（イ）及び同号（二）八（二）関係）。

### 2 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部改正

作動試験の圧力範囲を定める消火設備の種別に「FK-5-1-12」を加えたこと（第7号告示による改正後の不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号）第6関係）。

## 第四 消防設備士等に係る講習の受講期限に係る事項

### 1 消防設備士講習に係る改正

消防設備士が受けることとされている講習の受講期限である「免状の交付を受けた日から2年以内」及び「講習を受けた日から5年以内」を、「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内」及び「講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」にそれぞれ改めることとしたこと（規則第33条の17第1項及び第2項関係）。

### 2 危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る改正

(1) 危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合に受けることとされている講習の受講期限である「当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日から3年以内」を「当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内」に改めることとしたこと（改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第58条の14第1項関係）。

(2) 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が受けることとされている講習の受講期限である「講習を受けた日から3年以内」を「講習を受けた日以降における最初の4月1日から3年以内」に改めることとしたこと（改正省令による改正後の危規則第58条の14第2項関係）。

### 3 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習に係る改正

甲種防火管理講習既習者（一定の建築物等に係る防火管理者である者に限る。）又は防災管理講習既習者が受けることとされている講習の受講期限である「最後に講習の課

程を修了した日から5年以内」を「最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内」に改めることとしたこと（第8号告示による改正後の甲種防火管理再講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）及び第8号告示による改正後の防災管理再講習について定める件（平成20年消防庁告示第17号）関係）。

#### 4 消防設備点検資格者再講習、防火対象物点検資格者再講習又は防災管理点検資格者再講習に係る改正

消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者又は防災管理点検資格者が受けることとされている講習の受講期限である「免状の交付を受けた日から5年以内」を「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」に改めることとしたこと（第8号告示による改正後の消防法施行規則第31条の6第6項第6号の期間を定める件（平成12年消防庁告示第14号）第1、消防法施行規則第4条の2の4第5項第6号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成14年消防庁告示第9号）第1及び消防法施行規則第51条の12第4項第6号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成20年消防庁告示第20号）第1関係）。

#### 5 自衛消防業務再講習に係る改正

統括管理者又は自衛消防組織の要員のうち、統括管理者の直近下位の内部組織の業務を統括する者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の13に掲げる統括管理者として必要な学識経験を有する者を除く。）が受けることとされている講習の受講期限である「講習の課程を修了した日から5年以内」を「講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内」に改めることとしたこと（第8号告示による改正後の自衛消防業務再講習について定める件（平成20年消防庁告示第15号）関係）。

#### 6 消防設備点検資格者免状、防火対象物点検資格者免状及び防災管理点検資格者免状に係る所要の改正

各種免状の様式について定めた関係告示の別記様式中「免状の交付を受けた日から5年以内」を「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日」に改めることとしたこと（第8号告示による改正後の消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成16年消防庁告示第18号）別記様式、消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成16年消防庁告示第17号）別記様式及び消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成20年消防庁告示第21号）別記様式関係）。

### 第五 予防技術検定に係る事項

#### 1 予防技術検定の実施基準に係る改正

消防庁長官が業務を実施する者を指定している予防技術検定について、あらかじめ予防技術検定の基準（以下「予防技術検定基準」という。）を定めた上で、予防技術検定基準に適合する業務を行う者が、消防庁長官に対し、当該業務が予防技術検定に該当することを確認する制度に改めることにより、同業務への新たな実施者の参入の可能性及びその手続きを明確化したこと（第9号告示による改正後の消防力の整備指針第34条

第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号。以下「検定告示」という。）第3条関係）。

## 2 予防技術検定の確認等に係る改正

予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求められることができることとしたこと。この場合においては、当該者は、次に掲げる書類を消防庁長官に提出するものとする。

- (1) 当該者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び予防技術検定に該当することを消防庁長官が確認した試験を開始しようとする年月日を記載した申請書
- (2) 当該者が行う試験が予防技術検定基準に適合することを証する書類
- (3) 当該者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書

消防庁長官は、当該求めがあった場合には当該試験が予防技術検定基準に適合するものであることを確認するものとしたこと。この場合において、消防庁長官は当該確認のために必要があると認めるときは、当該確認を求める者に対し、(1)～(3)に掲げる書類のほか必要があると認められる書類の提出を求められることができること。

また、消防庁長官は、当該試験が予防技術検定基準に適合することを確認した場合においては、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該試験が予防技術検定に該当することを周知するものとしたこと（検定告示第1条及び第8条関係）。

## 3 消防庁長官による措置命令等に係る改正

消防庁長官は、予防技術検定に該当することを確認した試験が予防技術検定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたこと。また、予防技術検定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定の業務に関し必要な報告を求められることができること（検定告示第9条関係）。

## 4 消防庁長官による確認の取り消し等に係る改正

消防庁長官は、予防技術検定を行う者が3の命令に違反したとき又は報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができることとしたこと。消防庁長官は、予防技術検定に該当することの確認を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を周知するものとする（検定告示第10条関係）。

## 5 予防技術検定の業務に係る休廃止の届出に係る改正

予防技術検定を行う者は、予防技術検定に該当する試験を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出なければならないこととしたこと（検定告示第11条関係）。

- (1) 休止又は廃止の理由
- (2) 休止又は廃止の時期
- (3) 休止にあっては、その期間

## 第六 施行期日・経過措置

- 1 改正省令は、公布の日から施行すること。ただし、第一に関する事項については平成24年12月1日から、第四1及び2に関する事項については平成24年4月1日からそれぞれ施行すること（改正省令附則第1条関係）。

- 2 第6号告示は、平成24年12月1日から施行すること（第6号告示附則関係）。
- 3 第7号告示は、公布の日から施行すること（第7号告示附則関係）。
- 4 第一に関する事項について、施行日において現に存する建築物等については、平成26年11月30日までの間はなお従前の例によることとしたこと（改正省令附則第2条第3項関係）。
- 5 第8号告示は、平成24年4月1日から施行することとしたこと。ただし、施行の日までに、講習を受けなければならない者については、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例によることとし、施行の際現に公布されている免状については改正後の免状とみなすこと（改正省令附則第2条第1項及び第2項並びに第8号告示附則関係）。
- 6 第9号告示は、平成23年9月1日から施行することとしたこと。なお、施行の際、当該検定に合格している者は、改正後の予防技術検定に合格した者とみなすこと（第9号告示附則関係）。

（連絡先）

消防庁予防課 担当：岡澤、岡本、永淵

T E L : 03-5253-7523 F A X : 03-5253-7533

消防庁危険物保安室 担当：大上、加藤

T E L : 03-5253-7524 F A X : 03-5253-7534

総務省令第五十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三及び第十七条の十並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十六条第一項ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

総務大臣 片山 善博

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項第四号中「非常用の照明装置」を「建築基準法施行令第二百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられ

ているものを除く。)にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。)に改める。

第三十一条第五号八の表フランジ継手以外の継手の部溶接式鋼管用継手の項中「B二二二二」を「B二二〇九、B二二二二」に改める。

第三十三条の十七第一項中「受けた日」及び同条第二項中「同項の講習を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第二条 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の十四第一項中「講習を受けた日」及び同条第二項中「同項の講習を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消防法施行規則第三十三条の十七の改正規定及び第二条の規定 平成二十四年四月一日

二 第一条中消防法施行規則第二十八条の二第二項第四号の改正規定 平成二十四年十二月一日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日(次項において「第一号施行日」という。)前までに第一条による改正前の消防法施行規則第三十三条の十七第一項又は第二項に規定する講習を受けなければならない者については、第一条による改正後の消防法施行規則(第三項において「新規則」という。)第三十三条の十七第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

2 第一号施行日前までに第二条による改正前の危険物の規制に関する規則第五十八条の十四第一項又は第二項に規定する講習を受けなければならない者については、第二条による改正後の危険物の規制に関する規則第五十八条の十四第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、



新規則第二十八条の二第二項第四号の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十六年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令  
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）  
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）</p> <p>第二十八条の二（略）</p> <p>2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、<u>建築基準法施行令第二百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）</u>（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの。</p> <p>（連結送水管に関する基準の細目）</p>	<p>（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）</p> <p>第二十八条の二（略）</p> <p>2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、<u>非常用の照明装置</u></p> <p>が設けられているもの。</p> <p>（連結送水管に関する基準の細目）</p>

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～四の二 (略)

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ (略)

種	類		日本工業規格
	フランジ継手	ねじ込み式継手	
フランジ継手	ねじ込み式継手	溶接式継手	B二二二〇又はB二二三九
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	溶接式鋼管用継手	B二二二〇、B二二二〇一、B二二三〇二又はB二二〇八のうち材料にG三二一四(SUS F 三〇四又はSUS F 三一六に限る。)又はG五二二一(SCS一三又はSCS一四に限る。)を用いるもの

ニ～チ (略)

六～十 (略)

(講習)

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～四の二 (略)

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ (略)

種	類		日本工業規格
	フランジ継手	ねじ込み式継手	
フランジ継手	ねじ込み式継手	溶接式継手	B二二二〇又はB二二三九
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	溶接式鋼管用継手	B二二二〇、B二二二〇一、B二二三〇二又はB二二〇八のうち材料にG三二一四(SUS F 三〇四又はSUS F 三一六に限る。)又はG五二二一(SCS一三又はSCS一四に限る。)を用いるもの

ニ～チ (略)

六～十 (略)

(講習)

第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日以降における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。

2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以降における最初の四月一日から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

3 (略)

第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日  
から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。

2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日  
から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>(講習)</p> <p>第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。</p> <p>2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(講習)</p> <p>第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。</p> <p>2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。</p> <p>3 (略)</p>

消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第二項第四号の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

第一中「第二十八条の二第一項第三号八」の下に「及び第二項第四号」を加える。

第三の二中「規則第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号」を「規則第二十八条の二第二項第四号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号」に改める。

第四中「規則第二十八条の三第四項第十号」を「規則第二十八条の二第二項第四号及び第二十八条の三第四項第十号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年十二月一日から施行する。

誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件 新旧対照表  
 誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）

（傍線は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第二十八条の二第一項第三号八及び第二項第四号並びに第二十八条の三第三項第一号八、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目</p> <p>規則第二十八条の二第二項第四号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第二十八条の二第一項第三号八</u>並びに第二十八条の三第三項第一号八、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</p> <p>第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目</p> <p>規則第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一〇五（略）</p>

第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件

規則第二十八条の二第二項第四号及び第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 三 (略)

第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件

規則第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 三 (略)



## 消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十条第四項第四号イ、第六号の二、第八号、第十号及び第十一号の規定に基づき、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

（不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部改正）

第一条 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

第四第一号（二八イ）の表及び同号（二八二）の表中「及びHFC 二二七e a」を「、HFC 二二七e a及びFK 五 一 一二」に改める。

（不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部改正）

第二条 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六の表消火設備の種別の欄中「及びHFC 二二七e a」を「、HFC 二二七e a及びFK 五

一 一二一」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部を改正する件 新旧対照表  
 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）  
 （傍線は改正部分）

改正案		現行													
<p>第一（第三）（略）            第四 安全装置            一 容器等の安全装置</p> <p>（一）（略）            （二）（一）に掲げる以外の容器等に設ける安全装置は、第三、一から三まで及び四（貯蔵タンクに設けるものを除く。）の規定の例によるほか、次のイから八までに適合するものでなければならぬ。</p> <p>イ・ロ（略）            八 作動圧力範囲又は作動温度範囲は、次に定めるところによること。</p> <p>（イ） 封板式のものにあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける容器等の種別に応じ、同表下欄に掲げる作動圧力範囲で作動するものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">安全装置を設ける容器等の種別</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>作動圧力範囲（メガパスカル）</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td></td> </tr> </table>		安全装置を設ける容器等の種別		上限	作動圧力範囲（メガパスカル）	下限		<p>第一（第三）（略）            第四 安全装置            一 容器等の安全装置</p> <p>（一）（略）            （二）（一）に掲げる以外の容器等に設ける安全装置は、第三、一から三まで及び四（貯蔵タンクに設けるものを除く。）の規定の例によるほか、次のイから八までに適合するものでなければならぬ。</p> <p>イ・ロ（略）            八 作動圧力範囲又は作動温度範囲は、次に定めるところによること。</p> <p>（イ） 封板式のものにあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける容器等の種別に応じ、同表下欄に掲げる作動圧力範囲で作動するものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">安全装置を設ける容器等の種別</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>作動圧力範囲（メガパスカル）</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td></td> </tr> </table>		安全装置を設ける容器等の種別		上限	作動圧力範囲（メガパスカル）	下限	
安全装置を設ける容器等の種別															
上限	作動圧力範囲（メガパスカル）														
下限															
安全装置を設ける容器等の種別															
上限	作動圧力範囲（メガパスカル）														
下限															

等容貯蔵				
ハロゲン化物 消火設備用 (ハロン二四 〇二)及び粉 末消火設備用		び FK 五 二 七 e a 及 一 、 H F C 一 、 一 三 〇 (ハロン二 消火設備用 ハロゲン化物 五四一)及び 五及びIG 素、IG五 火設備用(室 不活性ガス消 三)	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 用 ( 二 酸 化 炭 素 ) 及 び ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 用 ( H F C 二	
その他のも	A	の そ の 他 の も	A	
調整圧力は、調 整圧力の五倍)	$P_1$	$P_1$ $\times$ $0.8$	$P_1$	$P_1$
調整圧力は、調 整圧力の一倍	場合、 $P_2$ を、 $P_1$ の $P_2$ $\times$ $0.7$	$P_1$ $\times$ $0.6$	場合、 $P_1$ を、 $P_2$ の $P_2$ $\times$ $0.7$	$P_1$ $\times$ $0.7$

等容貯蔵				
ハロゲン化物 消火設備用 (ハロン二四 〇二)及び粉 末消火設備用		び FK 五 二 七 e a 及 一 、 H F C 一 、 一 三 〇 (ハロン二 消火設備用 ハロゲン化物 五四一)及び 五及びIG 素、IG五 火設備用(室 不活性ガス消 三)	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 用 ( 二 酸 化 炭 素 ) 及 び ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 用 ( H F C 二	
その他のも	A	の そ の 他 の も	A	
調整圧力は、調 整圧力の五倍)	$P_1$	$P_1$ $\times$ $0.8$	$P_1$	$P_1$
調整圧力は、調 整圧力の一倍	場合、 $P_2$ を、 $P_1$ の $P_2$ $\times$ $0.7$	$P_1$ $\times$ $0.6$	場合、 $P_1$ を、 $P_2$ の $P_2$ $\times$ $0.7$	$P_1$ $\times$ $0.7$

安全装置を設ける 貯蔵容器の種類別	作動圧力範囲（メガパスカル）		
	上限	吹出圧力	吹止り圧力
ハ口ゲン化物消 火設備用（ハ口 ン二四〇二）及 その他 HFC 二二七 e a及びFK五 一（二二）	A	P <sub>1</sub> 以下	P <sub>3</sub> 以上
ハ口ゲン化物消 火設備用（ハ口 ン二二一、ハ 口ン三〇一、 その他 HFC 二二七 e a及びFK五 一（二二）	A	P <sub>1</sub> 以下	P <sub>3</sub> 以上
ハ口ゲン化物消 火設備用（ハ口 ン二四〇二）及 その他 HFC 二二七 e a及びFK五 一（二二）	A	P <sub>1</sub> 以下	P <sub>3</sub> 以上

欄に掲げる作動圧力範囲で作動すること。

（二）蒸気用以外の安全弁にあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける貯蔵容器の種類に応じ、同表下

備考

（略）

起動用ガス容器	加圧用ガス容器		二酸化炭素を用いるもの
	窒素ガスを用いるもの	その他のもの	
	A	その他のもの	
P <sub>1</sub>	P <sub>1</sub>	P <sub>1</sub> × 〇・八	P <sub>1</sub>
P <sub>1</sub> × 〇・七	八	P <sub>1</sub> × 〇・六	P <sub>1</sub> × 〇・七 （P <sub>2</sub> を下る場合は、P <sub>2</sub> ）

安全装置を設ける 貯蔵容器の種類別	作動圧力範囲（メガパスカル）		
	上限	吹出圧力	吹止り圧力
ハ口ゲン化物消 火設備用（ハ口 ン二四〇二）及 その他 HFC 二二七 e a及びFK五 一（二二）	A	P <sub>1</sub> 以下	P <sub>3</sub> 以上
ハ口ゲン化物消 火設備用（ハ口 ン二二一、ハ 口ン三〇一、 その他 HFC 二二七 e a及びFK五 一（二二）	A	P <sub>1</sub> 以下	P <sub>3</sub> 以上
ハ口ゲン化物消 火設備用（ハ口 ン二四〇二）及 その他 HFC 二二七 e a及びFK五 一（二二）	A	P <sub>1</sub> 以下	P <sub>3</sub> 以上

欄に掲げる作動圧力範囲で作動すること。

（二）蒸気用以外の安全弁にあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける貯蔵容器の種類に応じ、同表下

備考

（略）

起動用ガス容器	加圧用ガス容器		二酸化炭素を用いるもの
	窒素ガスを用いるもの	その他のもの	
	A	その他のもの	
P <sub>1</sub>	P <sub>1</sub>	P <sub>1</sub> × 〇・八	P <sub>1</sub>
P <sub>1</sub> × 〇・七	八	P <sub>1</sub> × 〇・六	P <sub>1</sub> × 〇・七 （P <sub>2</sub> を下る場合は、P <sub>2</sub> ）

備考 (略)	用び 粉末 消火 設備
	のそ もの 他
	八 P <sub>1</sub> 以 × 下 ○ ・
	以 P <sub>3</sub> 上 × 一 ・ 一
	八 P <sub>3</sub> 以 × 上 ○ ・ 六
備考 (略)	用び 粉末 消火 設備
	のそ もの 他
	八 P <sub>1</sub> 以 × 下 ○ ・
	以 P <sub>3</sub> 上 × 一 ・ 一
	八 P <sub>3</sub> 以 × 上 ○ ・ 六

不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）

（傍線は改正部分）

改 正 案		現 行	
第六 作動試験			
<p>選択弁は、次の表の上欄に掲げる消火設備の種別に応じ、同表の下欄に掲げる上限値及び下限値の窒素ガス圧力又は空気圧力を弁の一次側に加えた状態で開放装置及び手動により操作した場合に、確実かつ円滑に開放するものであること。</p>			
消火設備の種別 二酸化炭素を放射するもののうち定圧式のもの 二酸化炭素を放射するもののうちその他のもの 窒素、IG 五五 又はIG 五四一 を放射するもの	最高使用圧力	窒素ガス圧力又は空気圧力（メガパスカル） 上限値	二・三
		下限値	零下二十度における内部圧力
最高使用圧力 のものにあつて	零下二十度における内部圧力（圧力調整装置付のもの）	二酸化炭素を放射するもののうち定圧式のもの 二酸化炭素を放射するもののうちその他のもの 窒素、IG 五五 又はIG 五四一 を放射するもの	
		最高使用圧力 のものにあつて	
第六 作動試験			
<p>選択弁は、次の表の上欄に掲げる消火設備の種別に応じ、同表の下欄に掲げる上限値及び下限値の窒素ガス圧力又は空気圧力を弁の一次側に加えた状態で開放装置及び手動により操作した場合に、確実かつ円滑に開放するものであること。</p>			
消火設備の種別 二酸化炭素を放射するもののうち定圧式のもの 二酸化炭素を放射するもののうちその他のもの 窒素、IG 五五 又はIG 五四一 を放射するもの	最高使用圧力	窒素ガス圧力又は空気圧力（メガパスカル） 上限値	二・三
		下限値	零下二十度における内部圧力
最高使用圧力 のものにあつて	零下二十度における内部圧力（圧力調整装置付のもの）	二酸化炭素を放射するもののうち定圧式のもの 二酸化炭素を放射するもののうちその他のもの 窒素、IG 五五 又はIG 五四一 を放射するもの	
		最高使用圧力 のものにあつて	

第七 (略)	ハロゲン化物消火設備(ハロン 一一一一、ハロン一三〇一、H FC 二三、HFC 二二七 e a及びFK 五 一 一二二)	は、調整圧力)
	ハロゲン化物消火設備(ハロン 二四〇二)及び粉末消火設備	零下二十度にお ける内部圧力 最高使用圧力の 〇・八倍の圧力
第七 (略)	ハロゲン化物消火設備(ハロン 一一一一、ハロン一三〇一、H FC 二三及びHFC 二二七 e a)	は、調整圧力)
	ハロゲン化物消火設備(ハロン 二四〇二)及び粉末消火設備	零下二十度にお ける内部圧力 最高使用圧力の 〇・八倍の圧力



消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第一項、第四条の二の四第五項第六号、第四条の二の十四第五項、第三十一条の六第七項第六号、第五十一条の七第一項及び第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

（甲種防火管理再講習について定める件の一部改正）

第一条 甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「修了した日」及び第二号中「直近の再講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件の一部改正）

第二条 消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件（平成十二年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部改正）

第三条 消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成十四年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（自衛消防業務再講習について定める件の一部改正）

第四条 自衛消防業務再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

「当該講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（防災管理再講習について定める件の一部改正）

第五条 防災管理再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「修了した日」及び第二号中「直近の再講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部改正）

第六条 消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成二十年消防庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正）

第七条 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づ

き、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正)

第八条 消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成十六年消防庁告示第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

(消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正)

第九条 消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成二十年消防庁告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日までに、第一条による改正前の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号に規定する再講習を受けなければならない者については、同条による改正後の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号の規定にかかわらず、当該再講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に交付されている特種消防設備点検資格者免状、第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状は、それぞれ第七条による改正後の消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の特種消防設備点検資格者免状、第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状とみなす。

4 この告示の施行の際現に交付されている防火対象物点検資格者免状は、第八条による改正後の消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講

習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の防火対象物点検資格者免状とみなす。

5 この告示の施行の際現に交付されている防災管理点検資格者免状は、第九条による改正後の消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の防災管理点検資格者免状とみなす。

甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件 新旧対照表  
 甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の          二 第一号の防火対象物の防火管理者（規則第二条の二の防火対          象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」とい          う。）に定められた日の四年前までに講習（規則第二条の三第          一項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下          同じ。）の課程を修了した防火管理者にあつては防火管理者に          定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつて          は最後に講習の課程を修了した日以後における最初の四月一日          から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の          課程」という。）を修了しなければならない。</p> <p>二 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以後          における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程を修了し          なければならない。当該再講習の課程を修了した日以降におい          ても同様とする。</p>	<p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の          二 第一号の防火対象物の防火管理者（規則第二条の二の防火対          象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」とい          う。）に定められた日の四年前までに講習（規則第二条の三第          一項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下          同じ。）の課程を修了した防火管理者にあつては防火管理者に          定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつて          は最後に講習の課程を修了した日          から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の          課程」という。）を修了しなければならない。</p> <p>二 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日          から五年以内に再講習の課程を修了し          なければならない。当該再講習の課程を修了した日以降におい          ても同様とする。</p>

改正案	現行
<p>第一 期間</p> <p>消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。</p> <p>第二（略）</p>	<p>第一 期間</p> <p>消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日 から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。</p> <p>第二（略）</p>



消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成十四年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 期間</p> <p>消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。</p> <p>第二（略）</p>	<p>第一 期間</p> <p>消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日 から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。</p> <p>第二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>規則第四条の二の十四第一項に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了した者は、当該講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に、再講習の課程を修了しなければならぬ。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。</p>	<p>規則第四条の二の十四第一項に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了した者は、当該講習の課程を修了した日 から五年以内に、再講習の課程を修了しなければならぬ。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>一 防災管理者に定められた日の四年前までに講習（規則第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防災管理者にあつては防災管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。</p> <p>二 前号の防災管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。</p>	<p>一 防災管理者に定められた日の四年前までに講習（規則第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防災管理者にあつては防火管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。</p> <p>二 前号の防災管理者は、直近の再講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。</p>

消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成二十年消防庁告示第二十号）

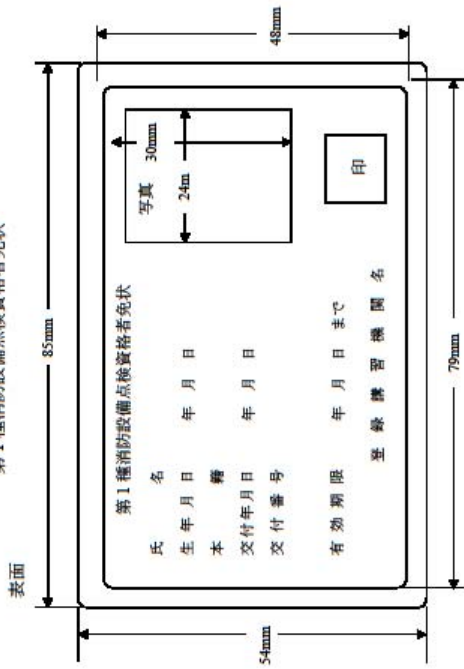
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一期間 消防法施行規則第五十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。</p> <p>第二（略）</p>	<p>第一期間 消防法施行規則第五十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日 から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。</p> <p>第二（略）</p>

消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成十六年消防庁告示第十八号)

現	行
<p>(その1)</p> <p>表面</p> <p>85mm</p> <p>48mm</p> <p>54mm</p> <p>79mm</p> <p>写真 30mm 24mm</p> <p>印</p> <p>特種消防設備点検資格者免状</p> <p>氏名 年 月 日 日 生年月日 年 月 日 日 本籍 交付年月日 日 日 交付番号 交付番号</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p>登録講習機関名</p>	<p>(その1)</p> <p>表面</p> <p>85mm</p> <p>48mm</p> <p>54mm</p> <p>79mm</p> <p>写真 30mm 24mm</p> <p>印</p> <p>特種消防設備点検資格者免状</p> <p>氏名 年 月 日 日 生年月日 年 月 日 日 本籍 交付年月日 日 日 交付番号 交付番号</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p>登録講習機関名</p>
<p>裏面</p> <p>備考</p> <p>1 特種消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に講習を受けた日から免状の交付を受けるまで日数を要する場合があります。</p> <p>2 写真とは、過去5年以内に撮影されたものとする。</p>	<p>裏面</p> <p>備考</p> <p>1 特種消防設備点検資格者は、特種消防設備等に限り点検することができ、</p> <p>2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に講習を受けた日から免状の交付を受けるまで日数を要する場合があります。</p> <p>なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合は、その旨を留意して講習を受講すること。</p> <p>備考</p> <p>1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。</p> <p>2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。</p>

(その2) 第1種消防設備点検資格者免状



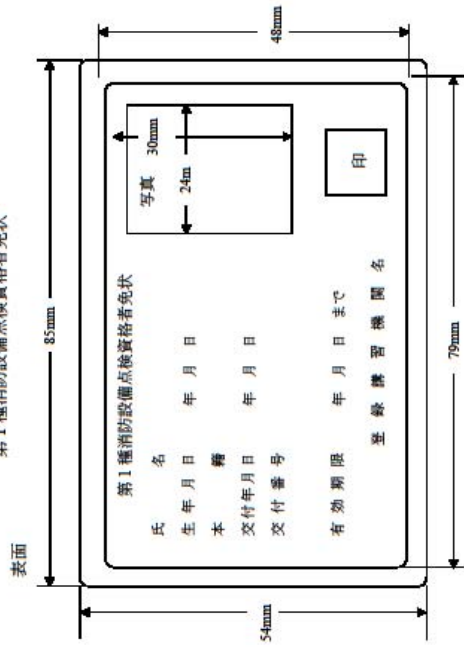
裏面

<p>1 第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。</p> <p>2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。</p> <p>なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。</p>
<p>点検を行うことができる消防用設備等の種類</p> <p>滅火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、消火設備、不活性ガス専火設備、ハロゲン化物消火設備、粉体消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、灌漑排水設備及び連結送水管</p>
備考

- 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。  
2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

(その2)

第1種消防設備点検資格者免状



裏面

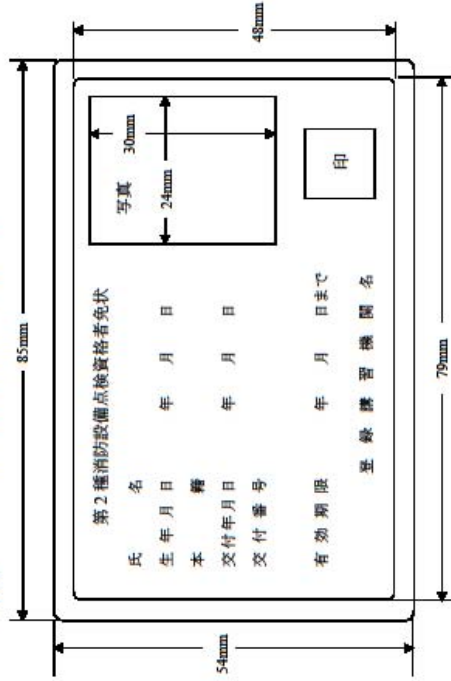
<p>1 第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。</p> <p>2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。</p> <p>なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。</p>
<p>点検を行うことができる消防用設備等の種類</p> <p>滅火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、消火設備、不活性ガス専火設備、ハロゲン化物消火設備、粉体消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、灌漑排水設備及び連結送水管</p>
備考

- 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。  
2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

第2種消防設備点検資格者免状

表面

(その3)



裏面

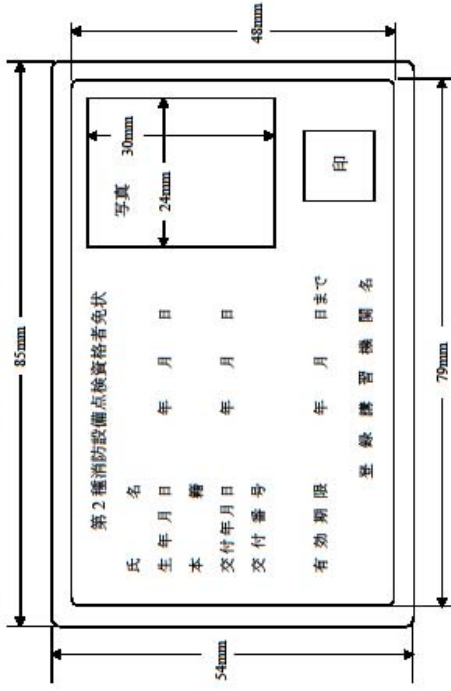
<p>1 第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。</p> <p>2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後に於ける最初の四月上旬から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。</p> <p>なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。</p>
<p>点検を行うことができる消防用設備等の種類</p> <p>自動火災警報装置、ガス漏れ火災警報装置、濃煙火災警報器、消防機関へ通報する火災警報装置、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、防煙灯、防煙設備、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備</p>
備考

- 備考
- 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。
  - 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

第2種消防設備点検資格者免状

表面

(その3)



裏面

<p>1 第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。</p> <p>2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。</p> <p>なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。</p>
<p>点検を行うことができる消防用設備等の種類</p> <p>自動火災警報装置、ガス漏れ火災警報装置、濃煙火災警報器、消防機関へ通報する火災警報装置、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、防煙灯、防煙設備、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備</p>
備考

- 備考
- 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。
  - 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成十六年消防庁告示第十七号)

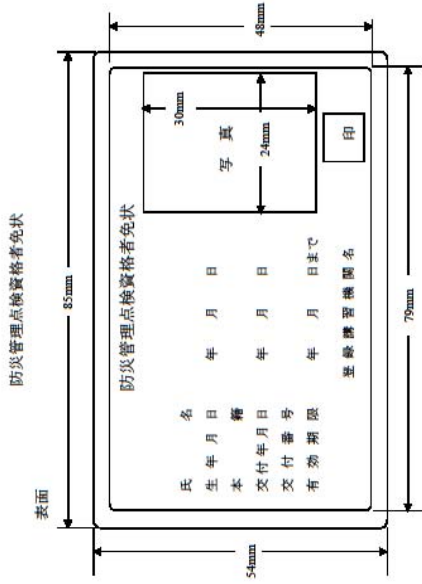
改 正 後	現 行
<p>別記様式(第4関係)</p> <p>防火対象物点検資格者免状</p> <p>氏名 生年月日 本 籍 交付年月日 交付番号 有効期限 登録講習機関名</p> <p>写 30mm 24mm</p> <p>印</p> <p>表面</p>	<p>別記様式(第4関係)</p> <p>防火対象物点検資格者免状</p> <p>氏名 生年月日 本 籍 交付年月日 交付番号 有効期限 登録講習機関名</p> <p>写 30mm 24mm</p> <p>印</p> <p>表面</p>
<p>別記様式(第4関係)</p> <p>防火対象物点検資格者免状</p> <p>氏名 生年月日 本 籍 交付年月日 交付番号 有効期限 登録講習機関名</p> <p>写 30mm 24mm</p> <p>印</p> <p>表面</p> <p>備考 1 用紙の裏面には、無色透明の簿紙を接着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。</p>	<p>別記様式(第4関係)</p> <p>防火対象物点検資格者免状</p> <p>氏名 生年月日 本 籍 交付年月日 交付番号 有効期限 登録講習機関名</p> <p>写 30mm 24mm</p> <p>印</p> <p>表面</p> <p>備考 1 用紙の裏面には、無色透明の簿紙を接着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。</p>



消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成二十年消防庁告示第二十一号)

改 正 後 現 行

別記様式(第4関係)



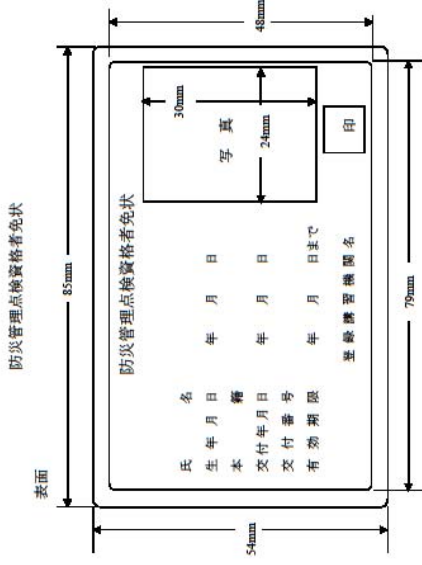
裏面

防火管理点検資格者は、免状の交付を受けた日以降における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状を受けなければ資格を喪失する。  
なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。

備考

- 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。
- 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

別記様式(第4関係)



裏面

防火管理点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。  
なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。

備考

- 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。
- 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

消防庁告示第九号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十四条第三項の規定に基づき、消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

第一条第一号中「消防庁長官が指定する試験」を「予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの」に改める。

第六条を削る。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（予防技術検定の実施基準）

第三条 予防技術検定は、公正に、かつ、次条から第七条までに規定する基準（以下「予防技術検定基準」という。）に適合する方法により、行われなければならない。

第七条中「第五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(予防技術検定の確認)

第八条 予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求めることができる。この場合においては、当該者は、次の各号に掲げる書類を消防庁長官に提出するものとする。

一 当該者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び予防技術検定に該当することを消防庁長官が確認した試験を開始しようとする年月日を記載した申請書

二 当該者が行う試験が予防技術検定基準に適合することを証する書類

三 当該者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書

2 消防庁長官は、前項の規定による求めがあつた場合には、当該試験が予防技術検定基準に適合するものであることを確認するものとする。この場合において、消防庁長官は当該確認のために必要があると認めるときは、当該確認を求めめる者に対し、前項各号に掲げる書類のほか必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

3 消防庁長官は、前項の規定により当該試験が予防技術検定基準に適合することを確認した場合においては、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該試験が予防技術検定に該当することを周知するものとする。

(消防庁長官による措置命令等)

第九条 消防庁長官は、前条第二項の規定により予防技術検定に該当することを確認した試験が予防技術検定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 消防庁長官は、予防技術検定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(確認の取り消し)

第十条 消防庁長官は、予防技術検定を行う者が前条第一項の規定による命令に違反したとき又は同条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第八条第二項の規定により行った予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができる。

2 消防庁長官は、前項の規定により予防技術検定に該当することの確認を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を周知するものとする。

3 第一項の規定による処分は、前項の規定により周知することによってその効力を生ずる。

(予防技術検定の業務に係る休業止の届出)

第十一条 予防技術検定を行う者は、予防技術検定に該当する試験を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、  
予防技術資格者の資格を定める件第一条第一号に規定する消防庁長官が指定する試験に合格している者は  
、この告示による改正後の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を  
定める件第一条第一号に規定する予防技術検定に合格した者とみなす。

消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を改正する件 新旧対照表  
 消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（予防技術資格者の資格）</p> <p>第一条 消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十条第三項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次条第一号に規定する資格を有する者であつて、<u>予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの</u>（以下「<u>予防技術検定</u>」という。）に合格したもののうち、火災の予防に関する業務（以下「<u>予防業務</u>」という。）に通算して二年以上従事した経験を有する消防職員</p> <p>二 次条第二号から第四号までに規定する資格を有する者であつて、<u>予防技術検定に合格したもののうち、予防業務に通算して四年以上従事した経験を有する消防職員</u></p> <p>（予防技術検定の受検資格）</p>	<p>（予防技術資格者の資格）</p> <p>第一条 消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十条第三項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次条第一号に規定する資格を有する者であつて、<u>消防庁長官が指定する試験</u></p> <p>（以下「<u>予防技術検定</u>」という。）に合格したもののうち、火災の予防に関する業務（以下「<u>予防業務</u>」という。）に通算して二年以上従事した経験を有する消防職員</p> <p>二 次条第二号から第四号までに規定する資格を有する者であつて、<u>予防技術検定に合格したもののうち、予防業務に通算して四年以上従事した経験を有する消防職員</u></p> <p>（予防技術検定の受検資格）</p>

第二条 予防技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 別表第一及び別表第二に定める講習並びに別表第三から別表第五までのいずれかに定める講習の課程を修了した者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者
- 三 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十三号）高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位を通算して二十単位以上修得した者
- 四 予防業務に一年以上従事した経験を有する消防職員

（予防技術検定の実施基準）

第三条 予防技術検定は、公正に、かつ、次条から第七条までに規定する基準（以下「予防技術検定基準」という。）に適合する方法により、行われなければならない。

（予防技術検定の方法）

第二条 予防技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 別表第一及び別表第二に定める講習並びに別表第三から別表第五までのいずれかに定める講習の課程を修了した者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者
- 三 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十三号）高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位を通算して二十単位以上修得した者
- 四 予防業務に一年以上従事した経験を有する消防職員

（予防技術検定の方法）



第四条 予防技術検定は、筆記により行う。

(予防技術検定の実施区分)

第五条 予防技術検定は、次の区分ごとに行う。

- 一 防火査察
- 二 消防用設備等
- 三 危険物

(予防技術検定の検定科目)

第六条 予防技術検定の検定科目は、次のとおりとする。

- 一 共通科目 予防業務全般に関する一般知識
- 二 専攻科目 次の表の上欄に掲げる検定の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる科目に応じた下欄に掲げる範囲に関する知識

検定の区分	科目	科目の範囲
防火査察	一 立入検査 二 防火管理 三 違反処理	消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第三条から法第六条まで、法第八条から法第九条の二まで及び法第十七条の四並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示

第三条 予防技術検定は、筆記により行う。

(予防技術検定の実施区分)

第四条 予防技術検定は、次の区分ごとに行う。

- 一 防火査察
- 二 消防用設備等
- 三 危険物

(予防技術検定の検定科目)

第五条 予防技術検定の検定科目は、次のとおりとする。

- 一 共通科目 予防業務全般に関する一般知識
- 二 専攻科目 次の表の上欄に掲げる検定の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる科目に応じた下欄に掲げる範囲に関する知識

検定の区分	科目	科目の範囲
防火査察	一 立入検査 二 防火管理 三 違反処理	消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第三条から法第六条まで、法第八条から法第九条の二まで及び法第十七条の四並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示

消防用設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 消防同意</li> <li>二 消防用設備等</li> <li>三 建築基準法令</li> </ul>	法第七条、法第十七条から 法第十七条の十四まで及び 法第四章の二並びにこれら に関する法律、政令、省令 及び告示等並びにこれらに 関する業務	示等並びにこれらに関する 業務
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 危険物の性質</li> <li>二 危険物規制</li> </ul>	法第九条の三、法第九条の 四及び法第三章並びにこれ らに関する法律、政令、省 令及び告示等並びにこれら に関する業務	

2 一区分以上の検定に合格している者で、他の区分の検定を受け  
 るものについては、申請により、前項第一号の検定科目を免除す  
 るものとする。

消防用設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 消防同意</li> <li>二 消防用設備等</li> <li>三 建築基準法令</li> </ul>	法第七条、法第十七条から 法第十七条の十四まで及び 法第四章の二並びにこれら に関する法律、政令、省令 及び告示等並びにこれらに 関する業務	示等並びにこれらに関する 業務
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 危険物の性質</li> <li>二 危険物規制</li> </ul>	法第九条の三、法第九条の 四及び法第三章並びにこれ らに関する法律、政令、省 令及び告示等並びにこれら に関する業務	

2 一区分以上の検定に合格している者で、他の区分の検定を受け  
 るものについては、申請により、前項第一号の検定科目を免除す  
 るものとする。

(予防技術検定の実施に関する事務を行う者)

第六条 予防技術検定の実施に関する事務は、消防庁長官が指定す  
 る者が実施するものとする。

(合格基準)

第七条 検定の合格基準は、前条第一項第一号の共通科目及び同項第二号の専攻科目の合計の成績が六十パーセント以上であることとする。

(予防技術検定の確認)

第八条 予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求めることができる。この場合においては、当該者は、次の各号に掲げる書類を消防庁長官に提出するものとする。

一 当該者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び予防技術検定に該当することを消防庁長官が確認した試験を開始しようとする年月日を記載した申請書

二 当該者が行う試験が予防技術検定基準に適合することを証する書類

三 当該者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書

2 消防庁長官は、前項の規定による求めがあつた場合には、当該

試験が予防技術検定基準に適合するものであることを確認するものとする。この場合において、消防庁長官は当該確認のために必要があると認めるときは、当該確認を求める者に対し、前項各号に掲げる書類のほか必要があると認められる書類の提出を求める

(合格基準)

第七条 検定の合格基準は、第五条第一項第一号の共通科目及び同項第二号の専攻科目の合計の成績が六十パーセント以上であることとする。

ことができる。

3 消防庁長官は、前項の規定により当該試験が予防技術検定基準に適合することを確認した場合においては、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該試験が予防技術検定に該当することを周知するものとする。

(消防庁長官による措置命令等)

第九条 消防庁長官は、前条第二項の規定により予防技術検定に該当することを確認した試験が予防技術検定基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 消防庁長官は、予防技術検定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(確認の取り消し)

第十条 消防庁長官は、予防技術検定を行う者が前条第一項の規定による命令に違反したとき又は同条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第八条第二項の規定により行った予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができる。

- 2 消防庁長官は、前項の規定により予防技術検定に該当すること  
の確認を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切  
な方法により、その旨を周知するものとする。
- 3 第一項の規定による処分は、前項の規定により周知することに  
よってその効力を生ずる。

(予防技術検定の業務に係る休業止の届出)

第十一条 予防技術検定を行う者は、予防技術検定に該当する試験  
を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げ  
る事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出な  
ければならない。

- 一 休止又は廃止の理由
- 二 休止又は廃止の時期
- 三 休止にあつては、その期間